

競争入札心得書

1. 入札参加者は、契約書（案）、仕様書等並びに本心得書を熟読して入札に参加してください。
2. 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず所定の委任状を入札担当職員に提出してください。
3. 代理人はほかの入札者の代理人になることはできません。
4. 入札は所定の入札書により作成し、自ら入札箱へ投函してください。
5. 入札書には、入札者の住所・商号及び氏名を記入して押印し、また、金額は算用数字を用いて鮮明に記入してください。
6. 入札箱に投函した入札書はいかなる理由があっても引換・変更又は取消すことはできません。
7. 入札執行場所には、入札者以外の者は立ち入ることができません。ただし、入札担当職員の許可を得た場合はその限りではない。
8. 入札参加者が談合し、または不穏な行動をなす等入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがあります。
9. 次の各号の一つに該当する入札は無効となります。
 - (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (イ) 委任状を提出しないで代理人のした入札
 - (ウ) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
 - (エ) 入札者又は代理人の記名押印がない入札
 - (オ) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
 - (カ) 入札書の金額、氏名、印影または重要な文字の誤脱もしくは不明瞭な入札
 - (キ) 談合、その他不正行為があった入札
10. 開札は、入札者の両前で行います。
11. 入札は、市が設定する予定価格以下の最低のものをもって落札者とします。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、ただちにクジによって落札者を決定します。
12. 開札の結果、市が設定する予定価格以下の入札がないときは、ただちに再入札を行います。ただし、再入札をしてもなお予定価格以下の入札がないときは、入札をやめることがあります。この場合には、異議申し立てをすることができません。
13. 本心得書に定めのない事項については、浦添市契約規則の定めところによる。